

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五五
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 五五
  - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五五
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五五
  - 特定水産資源について数量を定めた件 五五
  - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 五五
  - 道路の区域を変更する件四件 五五
  - 道路の供用を開始する件六件 五五
- 公 告**
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件三件 五〇
  - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五二
  - 福島県教育委員会 五二
  - 福島県指定重要文化財として指定する件 五二
  - 福島海区漁業調整委員会 五二
  - すくい網漁業について指示する件 五二
  - こうなご電気棒受網漁業について指示する件 五二

## 告 示

**福島県告示第八百十五号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンキュー薬局 鏡石店	岩瀬郡鏡石町中町二二〇	令和三年一〇月一日
矢祭薬局	東白川郡矢祭町戸塚山崎二一七一一	同 年 二 月 一 日

（社会福祉課）

**福島県告示第八百十六号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すずらん薬局	会津若松市宮町六一四	令和三年一 月 三 〇 日
真宮薬局	会津若松市真宮新町北一一一四	同 日
蔵まち薬局	喜多方市字長面三〇八六	同 日
サンキュー薬局 鏡石店	岩瀬郡鏡石町中町二二〇	同 年 九 月 三 〇 日

（社会福祉課）

福島県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
木村 直人	本宮市白岩字桑内三二一八	訪問鍼灸ことぶき	郡山市田村町徳定字八斗蒔田二六一五	令和四年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ニトリ郡山八山田店 福島県郡山市八山田西一丁目一五〇番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社アラジンホールディングス  
代表者の氏名 代表取締役 吉村 徳太郎  
住所 福島県郡山市島二丁目三二番二四号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ニトリ  
代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年八月十一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千九百九十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 収容台数 九十一台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 収容台数 六十三台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 面積 五十七・六平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 容量 十八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前九時
    - (二) 閉店時刻 午後九時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後九時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 数 六箇所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日  
令和三年十二月十日

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
M O L T I 福島県郡山市駅前二丁目一番一号
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日

- 1 別紙書面のとおり  
2 別紙書面のとおり

- 四 届出年月日  
令和三年十二月十四日

- 五 届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

#### 福島県告示第八百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

令和四管理年度(令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。)における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

- 第一 まあじ

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

- 現行水準

- 二 知事管理区分に配分する数量

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

- 第二 まいわし太平洋系群

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

- 現行水準

- 二 知事管理区分に配分する数量

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

(水産課)

#### 福島県告示第八百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、新安積地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和三年十二月二十七日から  
令和四年一月十七日まで

(二十二日間)

- 三 縦覧の場所

郡山市役所及び須賀川市役所

(農村計画課)

#### 福島県告示第八百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、越久地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和三年十二月二十七日から  
令和四年一月十七日まで

(二十二日間)

- 三 縦覧の場所

須賀川市役所

(農村計画課)

#### 福島県告示第八百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 坂下山都 線	喜多方市山都町三津合 字細田五一六番三地先 から 同 市山都町三津合 字細田五三〇番一地先 まで	変更前 A 九・九〇 二七・四〇 変更後 B 一四・〇〇 二一・二〇	敷地の幅員 (メートル) A 九・九〇 二七・四〇 B 一四・〇〇 二一・二〇	延 長 (メートル) 二五九・〇 二五一・〇 二五一・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道泉岩 間植田線	いわき市小浜町渚六九 番地先から 同 市小浜町台三番 地先まで	変更前 一六・二〇 六四・七〇 変更後 一六・二〇 五三・〇〇	敷地の幅員 (メートル) 一六・二〇 六四・七〇	延 長 (メートル) 五一七・六 五一七・六

(道路計画課)

福島県告示第八百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町杉目字八 郎七六番地先から 同 郡同 町谷地小屋 字萩崎三九番三地先ま で	変更前 A 八・〇〇 五九・七〇 変更後 B 一一・〇〇 八一・〇〇	敷地の幅員 (メートル) A 八・〇〇 五九・七〇 B 一一・〇〇 八一・〇〇	延 長 (メートル) 二〇八六・三 二二八〇・四 二二八〇・四

(道路計画課)

福島県告示第八百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多 方河東線	喜多方市熊倉町都字寺 内二九番地先から 同 市熊倉町新合字 勝本五三番地先まで	変更前 九・〇〇 二五・八〇 変更後 九・〇〇 二三・八〇	敷地の幅員 (メートル) 九・〇〇 二五・八〇	延 長 (メートル) 一三二一・〇 一三二一・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山矢吹線	須賀川市畑田字長久キ七七番一地 先から 同 市大久保字室貫二六番地先 まで	令和三年十二月二十四日

(道路計画課)

**福島県告示第八百二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市小浜町渚六九番地先から 同 市小浜町台三番地先まで	令和三年十二月二十八日

(道路計画課)

**福島県告示第八百二十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町杉目字八郎七六番地	令和三年十二月二十四日

先から  
 同 郡同 町谷地小屋字萩崎三九  
 番三地先まで

(道路計画課)

**福島県告示第八百三十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一二号	南会津郡下郷町大字豊成字林中六 〇九二番一五地先から 同 郡同 町大字豊成字林中六 一一三番二地先まで	令和三年十二月二十七日

(道路計画課)

**福島県告示第八百三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方河東線	喜多方市熊倉町都字寺内二二九番 地先から 同 市熊倉町新合字勝本五三番 地先まで	令和三年十二月二十四日

(道路計画課)

**福島県告示第八百三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道芦ノ口大槻線	郡山市大槻町字桜木二六番一地从 から 同 市大槻町字上町二二〇番地先 まで	令和三年十二月二十四日

（道路計画課）

## 公 告

### 公告第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、上江頭首工管理規程について、令和三年十二月十六日次のとおり認可した。  
令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 管理規程を定めた者の名称  
南相馬土地改良区
- 管理規程の概要
- 取水に関する事項  
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。  
（農村計画課）

### 公告第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、西殿頭首工管理規程について、令和三年十二月十六日次のとおり認可した。  
令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 管理規程を定めた者の名称  
南相馬土地改良区
- 管理規程の概要
- 取水に関する事項  
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- その他施設の管理に關し必要な事項  
頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。  
（農村計画課）

### 公告第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、洪佐頭首工管理規程について、令和三年十二月十六日次のとおり認可した。  
令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 管理規程を定めた者の名称  
南相馬土地改良区
- 管理規程の概要
- 取水に関する事項  
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二

十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和三年十二月二十四日

福島県教育委員会

建造物の部

名	称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所

恵日寺本堂(旧客殿)・山門

附 元禄十五年棟札

本堂

山門

棟札

宗教法人

恵日寺

一枚

一棟

耶麻郡磐梯町大字磐梯本寺上四九五〇番地

恵日寺

一枚

一棟

耶麻郡磐梯町大字磐梯本寺上四九五〇番地

恵日寺

(文化財課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第八号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和四年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同月三十一日までとする。

四 制限又は条件

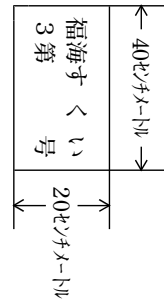
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中

2 中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

承認証の備付け及び標識の表示  
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年三月一日から令和五年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第九号

福島県の地先海面におけるような電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
 令和三年十二月二十四日

福島海区漁業調整委員会  
 会長 今野 智光

一 操業の承認

このような電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

このような電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和四年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

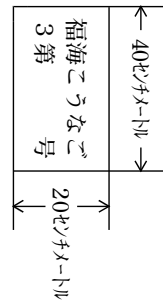
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年三月一日から令和五年二月二十八日までとする。

